

さいしん家族信託預金《彩り》の取扱い開始について

埼玉縣信用金庫（本店：熊谷市 理事長：井上 義夫）は、2026 年 8 月 31 日（月）より、「さいしん家族信託預金《彩り》」の取扱いを開始いたしました。

家族（民事）信託契約に基づく信託財産を管理する専用口座であり、受託者が信託財産を委託者の財産と分別して管理することができます。判断能力の低下や、介護が必要となった場合もご家族による財産管理を行いやすくなります。

当金庫は、今後もお客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

商品の概要

商品名（愛称）	さいしん家族信託預金《彩り》 さいしん家族信託預金《彩り》（無利息型）
販売対象	・ 公正証書による家族（民事）信託契約書を締結されている方 ※同契約書の信託組成手続きには原則、当金庫の提携先業者が関与していること ・ 家族（民事）信託契約に係る委託者様に行為能力があり、成年後見人等が選任されていない方 ・ 主要な利害関係人の意思を持って、家族（民事）信託契約を締結できる方
預入金額・単位	1 円以上・1 円単位
適用金利	変動金利（普通預金店頭表示金利を適用・「無利息型」は無利息）
手数料	・ 口座開設手数料 50,000 円（税別） ・ 信託契約書変更手数料 30,000 円（税別）

【その他参考となる事項】

- ・ 本商品は家族（民事）信託契約に基づく取扱いのみとし、信託契約書等のご提出が必要です。
- ・ 本商品は預金保険制度の保護対象です。
- ・ 「総合口座」の取扱いおよび代理人カードの発行はできません。
- ・ 口座開設にあたっては、当金庫所定の審査があり、結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

本件のお問合せ先

埼玉縣信用金庫 営業推進部：松川 総合企画部：森本
電話：048-526-1111 URL：<https://www.saishin.co.jp>